**申請書・裏の同意書**

**負担限度額認定申請書の書き方**

**●記入例の番号と下の番号を照らし合わせてご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **①** | **申請年月日**を記入してください。 |
| **②** | **被保険者番号、個人番号**を記入。（個人番号は記入がなくても申請可能です。） |
| **③** | **被保険者氏名、フリガナ**を記入してください。 |
| **④** | **被保険者の住所、電話番号**を記入してください。 |
| **⑤** | **性別・生年月日**を記入してください。 |
| **⑥** | **介護保険施設に入所中の方は**、**施設名称、所在地、電話番号、入所年月日を**記入してください。 |
| **⑦** | **配偶者の有無**を記入してください。**「有」**の方は、**配偶者の生年月日、住所、課税状況**を記入してください。**同一世帯でない配偶者が市区町村民税課税者である場合、要件を満たしません。** |
| **⑧** | **1月1日現在の住所が⑦と異なる場合**のみ記入してください。 |
| **⑨** | **「遺族年金・障害年金」**を受給されている方は、**該当するものに「レ点」**をつけてください。 |
| **⑩** | **該当するものに「レ点」**をつけてください。 |
| **⑪** | **・配偶者がいる場合は、二人の預貯金等の合計金額を記入**してください。・（**通帳等の写しが必要**となります。裏の「預貯金等の資産の額がわかる書類」を参照ください。） |
| **⑫** | **・本人以外の方が申請**する場合、**氏名、住所、本人との関係**を記入してください。**・電話番号は、平日の日中に連絡が取れる番号**をお願いします。・成年後見人等が申請する場合、「被保険者氏名」欄の余白に「成年後見人〇〇〇〇」と記名のうえ、本人の代理人である旨がわかる登記事項証明書等を添付してください。 |
| **⑬** | **被保険者の住所と異なる場合**のみご記入ください。 |
| **⑭** | **・裏の同意書欄に「申請年月日」「住所」「氏名」**を記入してください。**・配偶者がいる場合は、二人分記入してください。** |

**「同意書」の記入もれがないかをご確認ください。**

同意書の記入がない場合は、本市から返送し、記入のうえ再度提出いただくことになり、認定が遅れる場合もありますので、十分ご確認ください。

〇本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、保険者（南相馬市）が金融機関

に照会することへの同意書（申請書の裏面）の提出が法律で定められています。

（介護保険法施行規則第８３条の６第２項）

**預貯金等の資産の額がわかる書類**

申請書の「預貯金等に関する申告」欄に記入した金額の根拠として下の書類が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| **対象となる資産の種類** | **必要な書類** |
| **預貯金**（普通・定期・積立等）＊**お持ちの通帳全て**、**記帳してから写し**をとってください。 | **通帳の写し**（**①と②**）**配偶者の分も必要**です。1. **「銀行名・支店・口座番号・名義」記載ページ**

**（通帳表紙の裏面等）****②口座残高の記載ページ****（普通預金であれば、最終の記帳ページ）**※通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しと、ＡＴＭで発行される「ご利用明細」の写しの添付でも申請可能です。 |
| **有価証券、投資信託** | 証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し　※ウェブサイトの写しも可 |
| **金・銀**（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し　※ウェブサイトの写しも可 |
| **現金**（いわゆるタンス預金） | **申請書にその額を記入**してください |

**！**

**書類の不足がないかをご確認ください。**

* **必要部分（上記①口座名義等・②口座残高）の写しが添付**されているか。
* **配偶者「有」**の方は、本人に加え、**配偶者名義の通帳等の写しも添付**されて
いるか。また、**配偶者の住所が本年１月１日現在で南相馬市以外にあった場合**、**その市区町村が発行する非課税証明書などの添付も必要です。**

**申請にあたり、ご注意いただきたいケース**

**＊　夫婦ともに軽減を受けようとする方は、それぞれの申請書が必要です。**

**＊　負債（借入金・住宅ローンなど）がある方**

預貯金額等の額から負債額を差し引いた結果、預貯金等の資産要件に該当する場合には、負債金額を申請書に記入のうえ、**負債金額がわかる書類（借用証書などの写し）を提出**してください。

* **生活保護受給者、境界層措置者の方**

生活保護受給者の方は申請書のみの提出、境界層措置者の方は申請書のほかに、境界層措置者であることがわかる書類の添付が必要です。

**！**

虚偽申告等の不正行為により給付を受けた場合、給付額の返還に加えて、最大で
給付額の２倍の加算金を課す場合があります。